

第二回國會議
衆議院

治安及び地方制度委員會會議錄第四十号

昭和二十三年六月十八日(金曜日)

午後二時三十四分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

委員 小暮隆三郎君 藤千賀君

委員 松野 頼三君 藤門司 亮君

委員 矢尾重三郎君 藤坂口 主税君

委員 大石ヨシエ君

大内 一郎君 大澤嘉平治君

坂田 道太君 佐藤 通吉君

中島 守利君 松浦 榮君

笠原 貞造君 久保田鶴松君

松澤 兼人君 高橋 長治君

高橋 順一君 小枝 一雄君

川橋豊治郎君

出席國務大臣

國務大臣 西尾 末廣君

出席府縣委員

國家地方警察本部次長 溝淵 増己君

國家地方警察本部警視 柏村 信雄君

委員外の出席者

國家地方警察本部警視 三輪 真雄君

專門調査員 有松 昇君

六月十七日

飲業用工作物に対する課税に関する

請願(伊藤卯四郎君紹介)(第一四五

七号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

警察官等職務執行法案(内閣提出)

(第二二四号)

世耕事件に関する件

第一類第二号

治安及び地方制度委員會會議錄

第四十号

昭和二十三年六月十八日

○坂東委員長 これより治安及び地方制度委員會を開会いたします。

本日議程は風俗営業取締法案、警察官等職務執行法案、市町村立学校職員給与負担法案であります。全部を議題に供しますが、さしあたりこの第二、第三に對しまして質疑をお願いいたします。なお政府の方で補足的な説明があるならば、この際お願いいたします。國家地方警察本部の三輪警視長から條文に關しまして今詳しい説明がござります。

○三輪警視長 お許しを得まして、執行法を逐條的に御説明申し上げたいと存じます。

御承知の通り、三月七日から施行いたしました警察法は警察組織法でありまして、そこに掲げました國民の生命、身体、財産の保護であるとか、犯罪の予防、犯人の逮捕であるとか、公安の維持、その他警察官の職責をあげておりますけれども、これを遂行いたします手段の具体的なものについては何ら触れておりません。そこでこの法律は、警察官あるいは警察吏員が通常警察法に規定いたしましたその職務を執行いたします場合に、通常ぶつかりますいろいろな事例をとらえまして、これに對処する手続の概要をきめたものであります。この法律の目的を第一條に示してござりますが、その点を明らかにいたしまして、なおこの二項で、從來ともすると警察官が権限を濫用するということで、非難を受ける場合もありましたので、特にここでは

この各條に書いてあります手段を、い

やしくも濫用するようなことがないよ

うに、嚴重に戒めておるわけでありま

す。

第一條は、その目的並びに濫用の禁

止を明らかにしたわけでありまして。

第二條におきまして質問のことを書

いたわけでありまして。警察官等が警

署に立寄中におきまして、異常の舉動

その他周囲の事情から合理的に判断し

たしまして、そこに通りかかった者等

が何らかの罪を犯し、あるいはこれか

ら罪を犯すという直前にあると判断せ

られる、たとえば夜間なり、ごく早朝

に大きな荷物を担いで、人の目に触れ

ないようにして歩くような者がありま

すれば、これなどがその適例でありま

すが、さような者があらはれたときに

は、これを止めて質問することができ

るわけでありまして。のみならず犯罪を

犯した者でなくとも、すでに行われま

した犯罪につきまして、あるいはその

場に居合わせたとか何かで、その犯罪

の内容がよく知つていられると思われ

るような者があらはれたならば、その者に

ついても停止させて質問することがで

きる。これが第二條の一項に規定され

たわけでありまして。その場合で質問

いたしますことが通常でござりますけれ

ども、ある場合におきまして、本人に

不利であつたり、あるいは白晝道路の

真中で聴くことが交通の妨害となる、

あるいはその例も少ないと思ひますが、

たとえば狼狽の罪等の場合に、その被害

者の婦人を質問をするようなことがあ

るとすれば、これを人目につくところ

で聴くことはなほ善良な風俗を

害する場合もありましようから、その

ような場合であるとか、その他公安を

乱すおそれがあるような場合におきま

しては、当該の人に対して附近の警察

署なり、派出所なり、駐在所なりに同

行してもらうことを求めることができ

るのであります。これは実力をもつて

連行するといふのではありませんで、

そこに來てもらいたいといふことを求

めるわけでありまして。しかしながら、

この二つの場合におきまして質問を受

け、もしくは同行を求められた者が、

刑事訴訟に關する法律、これは現在御

審議中でありまして。従いまして旧刑事

訴訟法と刑事訴訟の應急措置法がこれ

に含まれますためにこういう書き表わ

し方をしたのであります。この法律

によるかもししくはこの法律の第三條の

精神錯乱者または泥酔者、意識のない

人につきましては、これは警察で保護

いたしますから、そういう場合以外

は本人の身柄を拘束したりあるいは來

てもらいたいと思つても、いやだとい

う場合には、なおそれでも派出所や駐

在所に連行されるとき、あるいは答

えを好まない、その点については

答えたくないといふにもかかわらず、

なお答弁を強要されるというやうなこ

とはないのである。刑事訴訟に關する

規定では、現行犯逮捕もしくは緊急逮

捕、急状による逮捕等とござります

が、こういうものに該当いたします場

合は別でありまして、この点ここに明

記いたしましたわけでありまして。第四項で

は、これも前申しました刑事訴訟に關

する法律によりまして、現行犯逮捕も

しくは緊急逮捕、急状によつて逮捕

いたしました場合には、その者が凶器等

を所持している場合がござりますから

ら、逮捕いたしましたときに、その身

体について凶器の有無を調べることで

できるといふことを明記いたしましたわけ

であります。これも逮捕いたしました場

合のみに限るわけでありまして。

第三條の保護であります。警察官

等は、これまた異常な舉動その他周囲

の事情から合理的に判断をいたしまし

て、次の一、二と二つあげてあります

るが、精神錯乱または泥酔のために放

つておきますれば自己の生命を害しま

たは他人の生命身体または財産に危害

を及ぼすといふやうなおそれのある者

及び迷子、病人、負傷者等で、適當な

保護者を伴わず、應急にこれを救護

してやらなければならぬと思はれる

者につきましては、警察署、病院、精

神病者收容施設、救護施設あるいは兒

童相談所といふやうな適當なところで

とりあえずの保護をいたすという意味

であります。この場合にも、迷子、病

人、負傷者等で、本人がそこに行くこ

とを好まないと言へばそれまでのこと

であります。精神錯乱者または泥酔

者は、意識が不明瞭でありまして、自

分でその意思を述べることができない

やうな場合でありますから、これは

その意にかかわらず保護をするといふ

しました場合には、警察官等はできるだけ速やかにその家族なり知人なりに通知をしなければならぬ。そうして引取をしていただくことは当然であります。その際家族、知人等が見つからないときは、速やかにその事件を適当な公衆保健もしくは公共福祉のための機関またはこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関、たとえば先ほど申しました児童相談所とか、精神病院であるとか、支拂能力があれば普通の病院の場合もありますが、市町村長に引渡したかつこうにして、爾後の療養をさせることもありますが、そういうその後の措置をとるわけであります。第二項の規定で、警察が保護をいたしますのは二十四時間を超えてはならないというふうに制限を受けております。しかしながら第四項に書いてありますように、裁判官に請求をいたしましたして、裁判官においてやむを得ない事情、たとえて申しますならば引取先はわかつていて、その迷ひ子の親に通知しながら二十四時間内に渡せないというような場合がありまして、最高五日間を超えてはならない限度におきまして、許可状をいただくことができます。そうすれば引続き二十四時間を超えても保護することができるといふわけであります。しかもそれが警察に濫用されないように、さらに第五項におきまして、保護をした者の氏名、住所、保護の理由、及び引渡の時日、並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知をいたして、そういう点でも濫用を防ぐように注意をいたしたわけであります。

第四條の避難等の措置につきましては、非常な條文がござつておりまして、人の生命、身体もしくは財産に重大な損害を及ぼすようなおそれがあるとき、たとえて申しますれば、天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な難路等いろいろ危険な事態をなすべく具体的に書いたわけであります。かような危険な事態がありまする場合において、その場に居合わせた者、その事務の管理者、関係者等に対して、必要な警告を発し、特に急を要する場合にありましては、そのまゝにしておくと危害を受けるおそれがある者に対しては、その危害を避けさせる限度において引き留め、避難させ、またはその場に居合わせたその管理者、関係者等に対しては、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、またはみづからその措置をとることができ、いろいろな場合がございまして、要するに一例をあげますれば、花火見物が極端な難路となつて、これ以上橋の上に乗せれば当然橋が落ちて死人が出るというやうな危険な場合には、そこに行く者に警告を発する、そしてなおはいつて行くるかと思ひます。あるいは狂犬等であつたならば、たま／＼やむを得なければその狂犬を撲殺するといふやうな措置をとる場合もあるかと思ひます。が、そういういろいろ具体的なものを並べましたわけでありまして、そのやうな措置をとりました場合に、警察官等は順序を経まして、所屬の公安委員会に報告をいたします。公安委員会におきましては、他の公の機関、あるいは市町村でありますとかそういう救護の関係をやつておりますところとか、あ

るいは應急の復旧等の場合でありますれば、土木出張所でありますとか、そういうやうな公の機関に對しまして、事後必要な措置につきまして、あるいは勧告をして、情報を提供するか、そういうやうな措置をとるわけであります。

第五條におきましては、犯罪の予防及び制止を規定したわけであります。犯罪が行われましたならば、これを逮捕するといふことは當然でありますけれども、でき得べくんばその犯罪の行われぬうちにこれを止めることが望ましい場合が多いわけであります。未遂を罰する場合でありますれば、その結果が出ない場合でも未遂罪として逮捕いたしますけれども、その他の犯罪につきましては、行われる前に居合わせたならばこれを警告をする。なお、たとえば喧嘩で相手を殴りつけてしまつたといふやうな現場に居合わせたならば、これを身をもつて制止をするといふやうなことができるようにいたしましたわけであります。

第六條の立入であります。この第一項にいたしましては、前二條に申しました非常な危険な事態が発生して生命、身体、財産に危害が切迫したといふ場合にありましては、その危害を予防する、あるいは損害の拡大を防ぐ、あるいは被害者を救助するといふやうなことののために、やむを得ないと認めるときには、合理的に必要と判断せらるる限度におきまして、他人が管理の中に立入ることができるといふやうにいたしております。この第二項におきましては、興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の來集する場所におきましては、近ごろ殊にはなほだしいわけでありまして、非常な犯罪の横行がおりますので、そういう所に警察官等は犯罪の予防または生命、身体、財産に対する危害予防というために立入りを要求いたします場合には、正当な理由がない限りこれを拒むことができない旨を規定したわけであります。しかしながら、この前二項の立入につきましては、関係者の正当な業務をみだりに妨害することをしてはならないと規定しております。なお、その立入の場合におきましては、管理者が要求いたしました場合には、その理由を告げ、身分を示す証票を呈示するといふことにいたしました。次に、第七條は武器の使用であります。これはメモランダムによりまして、警察官が武器を携帯使用することには許されておりますが、この武器の使用も濫用いたしません、これは非常な危険な場合でありますからして、武器の使用のあつた場合ともししくはかりに危害を加えてもよろしい。一、危害を加えてもよろしいと申しますが、危害を加えてはならないわけでありまして、危害を加えてもやむを得ないと思われ

る場合を非常に狭く制限をいたしたわけでありまして、武器の使用は警察官等が犯人逮捕もしくは逃走の防止、自己もしくは他人に対する防護または公務執行に對する抵抗の抑止のために必要であると認められる正当の理由がある場合におきまして、しかも必要の限度において武器を使用することができるといふわけでありまして、しかしながら刑法の正当防衛もしくは緊急避難に該当する場合は別といたしまして、それ以外におきましては死刑または無期もしくは長期三年以上の懲役もしくは禁錮にあたる罪を現に犯し、もしくはすでに犯したと疑うに足る十分な理由のある者が、その者に対する警察官等の職務の執行に對して抵抗し、もしくは逃走しようとするとき、または第三者が手を貸して抵抗するといふやうな場合に限つたわけであります。第二の場合は逮捕状によつて逮捕するとか、あるいは裁判官の諸種の令状によつて執行する場合に、やはり本人が抵抗し、逃走する、あるいは第三者がそれに手を貸すといふ場合に限つたわけであります。

第八條はほんの補足的な規定であります。警察官等職務執行法ということですが、警察官の職務執行の手段をきめましたけれども、第七條までは通常行われます必要な場合をあげたわけでありまして、それ以外他の法規の執行は、當然警察官の職務である場合が多いのでありますから、他の法令に警察官の職務として規定いたしましたものは、やはり警察官の職務なのだとしたこと、ただこれだけが警察官の職務でない、念のためにこの補足的な規定を加えたわけであります。

以上概略でございまして、説明を申し上げた次第であります。

○坂東委員長 それでは本案に對しまして質疑をお願いいたします。

○門司委員 第四條に「危害防止のため通常必要」と書いてありますが、通常必要といふのをもう少し詳しく説明していただきたいと思ひます。

○三輪説明員 これはいろいろな場合があると思ひますが、危険物の爆発等といふ場合であるならばその導火線を切らなければならない場合もありましようし、間に合わなければ附近の川に

放りこむ場合もありましよう。その危害を防止いたします上、そうしなくともよかつたじやないかと思われようなことは、もとよりはいらないわけでありましようけれども、その場に臨んで、通常人としてそうしなければならなかつたと考えられる場合で、前に書かれてあるような事態に際して、それぞれの場合が違ふと思ひますが、これは單に警察官が必要であつたという個人的な意見でなく、客観的にそれが見ても通常必要と認められる措置というように考へておる次第であります。

○大澤委員 警察官等職務執行法という法案について、その適用範囲を何といふかと思ひますが、本法案の警察官等という等については、狭義に解釈すべきであるか、あるいは廣義に解釈すべきであるか、もし廣義に解釈するとすれば、経済警察とかあるいは海上警察、鉄道警察というものは含んだものであるか。もしそれを含んだものでないといふならば、経済警察の官吏とかあるいは海上保安廳の官吏とか、そういう者に対しての職務執行法は、別にこれを規定する法律ができるかどうかといふことについてお伺ひしたいと思います。

○瀧淵政府委員 ただいまの御質問でございますが、ここに警察官等と申しましたのは、第一條に規定してあります通り、警察官及び警察吏員であります。警察官といふのは、國家地方警察の官吏たる警察職員であります。また吏員の方は、自治体の警察吏員を指しているものであります。そのほかに海上保安官とか、経済警察官、鉄道公安官といふようなものは、これは含んでおらないのであります。これらにつ

いては、大体経済警察法にしても、また海上保安廳の法案にしても、その法案の中にそれらの警察に關係する職務の権限等については規定されておるようになり承知しております。

○大澤委員 経済警察についてお伺ひしたいと思ひますが、新警察法によれば、その第二條第二項において、経済法令の違反の犯罪捜査について、警察官吏は職務を有するといふことがありますが、目下経済警察の設置について決算委員会が審議中だといふことを伺つておるものであります。決算委員会が経済警察の設置について審議しているといふことであれば、本委員会が合同審査会を開いて審議を進めた方がよいやないか、かように考へられますので、これに対して委員長

の御意見を伺ひたいと思ひます。

○坂東委員 合同してやつてもいいと思ひますけれども、運営委員会です。やんときめてそのまゝやつていられるわけですから、まだ合同してやるといふ意思は申込んではないのです。

○大澤委員 そうすると委員長は、これについて決算委員会と合同委員会を開くことは考へておらないといふわけですか。

○坂東委員 まだ正式には考へておりませんが、合同審査会を開く方がよいとなれば、交渉してもいいのです。今は運営委員会できめたままになつて向うでやつていくわけですね。

○大澤委員 結局警察官吏に対する法案として、先ほど申しましたように経済法令の違反について警察官がこれを取締る、あるいは捜査に當ることになつていゝのを、経済警察法でできて、またこれが経済法令の違反を取締る、

また捜査するとなると、重複するのではないかと思ひますが、この点に対して政府のお考えを伺ひたい。

○瀧淵政府委員 警察法におきまして、経済取締りにつきましても、警察官が取締る権限がある。しかるに一方におきまして経済警察官が取締るのと重複しやしないかという御意見であります。経済警察官の方は、われわれ承知いたしてある限りにおきましては、主として経済状態の調査——むしろ捜査権はもつていゝようでありましよう。全般的な取締りの統制をとるといふ点に主眼を置くことになるやうであります。實際取締りをする場合には、警察官を使つて警察官と協同で取締りをする建前になつていゝように承知いたしておりまして、必ずしも矛盾し、また紛糾を來すこととはないやうに承知いたしております。

○坂田委員 こまかい問題ですが、第六條の船車とあるのはどういふ意味ですか。他人の土地、建物または船車の中に立入ることができないといふのは……

○三輪説明員 これは船なり車なりが、通常建物と言へませんのでここに並べましたわけで、そういう場合は非常に少いかと思ひますが、人の船をつつ切つて向うにいる被害者を救済する場合もございまして、あるいは車の場合もございまして、あるいは例がございまして、まゝいゝものにつぎまして、必要があれば、しかも合理的に客観的に判断されて、必要があれば、そういうものに立入り、そういうものを通過して向う側の者を救ふ必要があるからと思つて入れたわけであります。

○松野委員 この法案に、第二條において個人の尊厳を許可しているという点がありますが、この場合に、あとの第何條かには、興行場においての臨検は証票を呈示するといふ條件があるやうであります。が、少くとも個人の自由を束縛し、尋問し、行動を束縛することについては、請求があつた場合に、ここには証票なり、あるいは警察官たるの証明を呈示する條文が見あたりませんが、これはいかなる御見解の上になつておられるか、御質問いたします。

○三輪説明員 御質問の通り、もとよりその場でその身分を問われれば身分を告げるものと考へますが、立入り等の場合におきましては、正当な理由がなくして拒むことができないといふやうに、ある程度強制力をもちたていゝわけでありまして、第二條の場合におきましては、任意に相手の回答を求めたわけではございません。精神的には向うが何かの圧力を感じてもいいかもしれませんが、法律的に申しまして、これは任意の回答を求めた建前でございます。その中で、特にここにはうたいませんでしたが、けれども、もとよりその質問を受けました者が、自分の証明を求めました場合には、これを告げ、もしくは警察手帳等の証明を見せることが當然のことと考へております。

○松野委員 當然のことではございませうが、ただいまのごとく停止させて質問することができると、返答のいかんを問はず、これが一時にわたるか、半日にわたるか、あるいは五日以内にはわたるかもしれないので、相當束縛力をもつたものでありますから、これは當然臨検以上に、その被質問者に関する以上相當な束縛力をもつ

のでありますから、もう少しこれは個人的に臨検以上に鄭重に扱ふべきでないかという觀念をもつております。もう一つ附け加えます。あるいはこの場合はほとんどの場合制服の巡査がやるべきだといふ觀念もありませんが、制服官に限りませう、私服の者もありましようし、あるいは任々にしてにせの制服も犯罪として現れておりますから、個人をもう少し尊重する意味において、現在の社會においては、風教上あるいは營業上の臨検以上に、私はもつと大膽に取扱ふべきでないかという觀念のもとに、もう一度御質問申し上げます。

○瀧淵政府委員 ただいまの御質問でもつともだと思ひますが、実は私もこの停止といふのは、それほど長時間も止めていゝとか、幾日も留めるといふことを考へていないのであります。街頭でちよつと、ちよつとお尋ねしますが、何を待つておりますかといふ程度のことと考へております。現在の法律、行政執行法等がなくならぬと、そのこと自体が相手方から文句を言われると、巡査がへこまなければならぬといふことになりまうので、この程度のこととはいゝ、きわめて軽い意味のことと考へておるので御了承願ひたいと思ひます。

○松野委員 はなはだ軽い意味にもとられますけれども、しかし一度これが行われまうと、現在におきましては、これのみが唯一の過去の警察法取締りに匹敵すべきものならば、それ相當な重要さと権力の悪用が考へられまうので、一應あとに捜査をされるということが當てである以上、當然尋問の場合、警察官たる身分を被質問者に対

して納得させるだけのものを呈示すべきだ、あの営業上についてはそれだけの保護をしておきながら、ちよつと、ちよつとの方にならないということ、片手落ちだと考えるのでありまして、ただいまのように、ちよつと、ちよつとが、一時間の制限ぐらゐならよいのでありますが、これでいくと、五日以上にも上る観念をもちますので、もう一度御答弁を煩わしたい。

○満洲政府委員 ただいまの五日以内というのは、保護する場合でございます。精神錯乱者と迷子の子の場合でございます。ちよつと止めるのにそういふことは考えておりません。それからこの場合には、あくまでも強要するものでありませんので、相手方が拒めば、しかたなくちよつと出かけるわけなので、その点御了承願いたいと思ひます。

○千賀委員 西尾長官はきわめて御多忙のようでございますので、私の質問をこの際ちよつと挟ましていただきたしたいと思います。昨年の七月二十二日でありました。ほとんど一年になんなんといたしております。当委員会に西尾当時の官房長官を招致いたしましたので、私の質問に答えていただきたのでございますが、その内容は西尾官房長官が世耕君その他当時の自由党に属しておつた方々が、隠匿贓物資に現職官が関係をしてゐるという言葉に對しまして、当時の總理大臣である片山哲君か、あるいは西尾官房長官か、あるいは閣僚全部か、いずれかにいたしまして名譽毀損の訴えを當然起すであろうという新聞記事を見まして、当委員会においてその眞否を質したのでございます。そのときの西尾氏の答弁にお

きましては、やはりその新聞の記事を全面的に認めまして、今まさに告発しようとする研究中である。閣僚全体がやるか、自分の名をもつてやるか、總理大臣の名でやるか、いずれにいたしましても近き將來に告発するであろう。事實無根のことに對して、とかく日本人はかようなことを言うのを慣わしとしておるようだが、その点に關してもわれわれの告発でもつて社会に一つの警告を與える、社会教育の意味でこれを大いにやるのだというやうな答弁があつたのでございます。私は當時さらに西尾長官に、さういふ意味で告発をせられることは賛成である。殊にさういふ事實がないからという前提の上にならば、特に私は賛成である。あなた方が敢然として告発をする日を待つてあらうという意味のことを追加いたしました。その應答は終つておるのでございます。爾來私は今かくと待つておりました。遂に六箇月ぐらゐ経ちますと、片山内閣が終焉を告げてしまひました。さらにその後西尾官房長官は副總理として就任されて現在に及んでおるのでありますが、遂に告発をせられる手続も聞いたことがなければ、また實際告発をしたという事実もないのであります。この点に關しまして、私はまことに今日といたしましては不可解至極であるのであります。この委員会はいやしくも國家の機関であります。閣僚が答弁をせられることは当然事實であり、また閣僚として責任をもつてなすべきことを答弁するのが本來の形であると思ひます。私の質問に對しましてただ告発をする意思のない者が、告発するのだというやうなことを言うだけでは——これは青年會の討

論ならよいかもしれませんが、本委員会においては許されざることであり、また國家の機關を運用する上からいきましても、さういふことは許されざることでございます。今日の結果から見れば、西尾副總理は治安並びに地方制度委員會を通じて、再び世耕君あるいはその他の人々がかような言辭を弄せざるやう、その希望をもつて、一つの恫喝を行つたのだ、かういふこと以外にわれわれは解釈をする方法を知らぬのでございます。もしかさうであるならば、私は断じてこれは許すことのできない言論であると思ひます。この点に關して西尾副總理はどういう見解をもたれるか。當時からその言説をわつておられるその位置の上に対する責任としても、この放言と申しましたやうか、答弁に對しまして、いかなる見解をもたれるか、その点まずお伺ひをいたしましたのでございます。

○西尾國務大臣 お尋ねのやうなことが昨年にあつたことは、その通りであります。その後事件の推移を見ておられますと、山梨縣の警察に拘置されてある某の單なるつくり事であつたのである。すなわち私その他の閣僚が静岡の砂糖事件に關連して不正を行つたということは、その山梨縣の拘置所におるそれがしという者の捏造のことであつたのであるという事實が明らかにになりました。その人の言を信じて、むしろその人に世耕君が欺かれておつたんだということが明らかになりましたので、私といたしましてはすでに疑念をもたれておつたその疑念も晴れたのであります。これは告訴する必要がない、こう考えまして、これは告訴するに至らなかつたのであります。

○千賀委員 さらに伺ひをいたしますが、最近に至りますと、當時の閣僚ではありませんが、新たに閣僚となられた北村徳太郎君のごときは、さうぶる膨大な隠匿贓物資に關係しておるということを言われつつあります。言われるくらいではなしに、國會の不當財産委員會の方にも提訴され、盛んにここに論議をされるに至つたのでございます。かような点に對しまして告発をなさなければならぬ。また北村君が不當財産に事實關係をしておるから告発ができないというのであるならば、閣僚諸君の中の、かうした不正な立場にある者とともいふを並べておるやういふことを、あなたは承認の上でやつておられるやうなことになるか、どちらかになるのであります。もしも眞でなければ、一年前の心算通りだにかような点を告発しなければならぬ。名譽毀損として北村君のために告発をし、また現内閣のために告発をしなればならぬ。しからざれば、さうした法律上の犯罪をもつておる人が、現内閣の閣僚にすわつておる、その人と席を並べておるやうなことにつきまして、あなたは何らかの感想がなければならぬ。また処置がなければならぬと思ひます。このいづれをお選びになるか、またあなたはどちらをこの場合正當なりとお考えになつておるか、この点を、やはり副總理としての御感想を承りたいのであります。

○西尾國務大臣 北村大蔵大臣は關する新聞記事その他においていろいろ取ざたされておることは承知いたしておりますが、これに關して名譽毀損の訴えをするかどうかどうかといふことについては、北村大蔵大臣の判断でなされることであります。私は特に北村君にしようとする考えはもつておりません。またさういふ取ざたがかりにあるといたしまして、私は北村大蔵大臣の潔白を信じておりました。これと席を並べることを潔しとしないというやうな考えはもつておりません。

○千賀委員 御參考にあなたの言葉をここに再び引用いたしますが、さういふやうな事實無根のことが國際的にも流布されるやうなことになりますと、これは國家の重要な問題である、とかくわが國におきましては、人の名譽に關することに對して無責任に放言するきらいが外國に比べて多かつたのであります。かういふ機會においてさういふ非民主主義的な無責任な放言をするやういふことについて、だん／＼改めていくといふことのために、この際問題を不問に附さないで取上げることがよろしい。とかくかういふことについて日本人流に考えたら、そんなことを取上げるのはおとなげないじやないかという考え方が、まず／＼この無責任な放言が多くなつてきておるという事實に鑑みまして、この問題は徹底的に糾明したい、かういふ意思を私はもつたのであります。そこで司法大臣とも相談した結果、これを調査いたしました。司法上の問題になし得る條件が具わるならばしたい、その場合には、あるいは名譽毀損をされたときには、人の名前をあげるかもしれませんが、あ

けた場合には、その人の名前において名譽毀損の訴えを起す、また内閣全体に対する今までの名譽毀損という考へ方をわれ／＼もつておるのでありますから、場合によれば内閣全体としてこの問題を取上げて告訴する場合がある云々、かようなわけでありまして、あなたは國際上の名譽のために、信義のために、また日本人のこうした不意な、人の名譽にかかわるようなことを放言させないよう、一つの教育上と申しましようか、社会指導上の意味まで加えて名譽毀損の告発をなさるうということをご意見表示をいたしておられます。ただいまの答弁によれば、北村君が名譽毀損を感じたならば、北村君がやるだろが、北村君が感じなければやらないであらうということをおつておられます。大体名譽毀損の成立というものは、今日あなたが言われるのが正当でありまして、北村君自身が名譽毀損を感じたときに初めて名譽毀損が成立するのであります。しかしながら一年前には、あなたはただいま私があなたの言葉をここで引用した通りに、社会教育的な意味まで含めて強硬に名譽毀損の訴えを起さうとおるのであります。今日あなたがきわめて消極的な立場になつて、おれは知らぬ、それは北村君がやるかやらぬかは知らない、北村君の問題だというその態度は、まるで豹変して、似ても似つかない態度になつております。去年の積極性に比べて、ただいまは何という消極性であるか、まことにその違いは大きいのでありますけれども、これは申しません。申しませんが、私は西尾氏に、いまだ去年の言質を重んずるといふ氣持になつていただ

きたいと思ひます。去年かようなことを本委員会において放言をし、今日犯罪成立の本質に向つて論及をせられております。去年と今年とまるで立場が違ふのであります。そうしてみますと、やはり私は去年におきましては、あなたは本委員会を通じて、一つの悔悟を行つたのだというように考え方をせざるを得ぬのであります。あまり問答をこの点に重ねても、見解の相違といふことになるかも知れませんが、私も、私はこの点に關しまして、去年もあなたがこの通りにおつしやつておられるならば、私はおそろくただいまあなたをここに呼んで質問をすることはなかつたであらうと思ひます。しかし今年の言葉が去年の言葉と全然意義が違ふので、そこで質問を再び、三たび重ねなければならぬことになつたのであります。この点に關しまして御感想あるや否やお伺ひいたします。

○西尾國務大臣 あの時相場的確な証拠もあるがごとき方法で問題を取上げられ、單に私だけでは、他の二、三の關係もこれに關係しておるのと、すなわち當時の政府の關係の數名がこれに關係しておるやうな印象を與へましたので、問題きわめて重大である、こう考えたのであります。そういう私が去年考へておつたやうな一つの考へをもつておるからといつて、いかなる問題においても、いかなる場合においてもこれを取上げなければ、それは前の考へ方と變つておる、あるいは矛盾しておるやうなことは必ずしも成立しないのではないか、やはりその問題の取上げ方及びそのとき

周囲の環境等をいろいろ考慮した上で、あるときは取上げ、あるときはこれを放任しておくやうな場合がこういう問題についてはあるかと考へておるのであります。

○千賀委員 この上は意見の相違になりますから私は終ります。

○松野委員 ただいまのことに関連しての質問であります、昨年の御話とともに最近に於きましては西尾長官個人の問題として世間を騒がせておりますし、あまり芳しからざる言ひが流布され、あるいは相當論議されたと思ひます。この点においてすでに告発までもされておるかと思ひますが、この点においてただちにこれが名譽毀損のためならば、その場合も當然名譽毀損として告発されるだけの信念と準備をされておられるか、もう一度私に對して御言明願ひたい。

○西尾國務大臣 この問題につきましては名譽毀損の訴えをするというよりは、檢察廳の調べ、あるいは不當財産取引委員會の審議上の過程を通じて明らかにしたいと考へております。

○松野委員 わかりました。

○坂東委員 ただいまあとから來た委員もありますが、今警察關係の法律の逐條的な説明がありまして、さらに委員諸君から逐條的な質疑の繼續中であり、質問がありますればお願いいたします。

○松野委員 先ほど打ち切りましたが、ちよつと／＼ということでも、なかなか犯罪防止の上に必要なことならば、これを拒否されても、これは警察取締法としての今度の執行において支障を來すのではないか、という觀念をもつてでありますから、理由があり、またそ

れだけの根拠があり効果があげられるならば、やるだけの準備と方法をここに挿入して完全にやつていたのだ、拒否されたならばしつたかたがない、質問されても答へなければしつたかたがない、そういう御答弁がありました、それならばこれだけのものを質問するといふ規則も死んでしまふ。やるならばやるやうな理由と身分を示して完全に行つていたのだといふことも、やらなければいふやうなものは採用する必要はない、その点において私はこの法文を生かすならば、あくまでそれだけの理由を示しておやり願ひたいと思ひます。その点いかがでしょうか。

○澤淵政府委員 ただいまの御質問、やるならば徹底的にやる必要がある。実はそういうことも考へないではありませんが、現在の刑事訴訟法の建前ですら、不利な答弁はしなくてもいいといふやうな規定になつております。場合によつて、警察官が街頭でまだ犯罪があるかどうかを知らぬといふやうなものについて、強制力を加えるといふことは、新憲法の精神から言つても適當ではないと考へておる次第であります。

○中島(守)委員 簡単なことを一つお尋ねしたいと思ひます、ここにありますが天災といふのは、水害等も含まれてゐるのか、水害のごときは堤防の決壊によつて天災とも認められるし、あるいは認められないこともなるわけであり、水害の場合には天災といふ意味も含まれてゐるものであるかどうか、また天災とはどの程度のものであるかといふことをお伺ひいたします。

○三輪説明員 ただいまのお尋ねであります、ここに天災地変その他を例示いたしました、これはそういうことのために國民の生命、身体、財産に非常な危害が切迫するやうな場合を例示したわけでございます、この天災といふ言葉の嚴格な意味におきまして、それがはいるかは知らぬかといふことよりは、そういう事態の発生といふことで考へてまいりたいと思ひます。そこで水害の場合もいふと存じますが、別に消防法も御審議の中ようでありまして、それが成立いたしましたれば、その際の現場の問題につきましまして、兩者の關係を調整しなければならぬと考へております。

○中島(守)委員 水害のやうな場合につきましては、警察官が、ここには單獨に關係者でありませんが、關係者なくともいいわけですが、ただ人命救助の目的をもつて処置をするといふことは支障がある場合があるのではないかと。昨年の例を申しますならばある場所には決壊して水害を受けるのでありますが、しかしその直前に堤防を防いでおらなければならぬといふやうな場合において、警察官は避難しろといふことで極力避難をさせた。もしその堤防が決壊すればその附近の家屋は流失する。そういう場合も考慮せずに、いわゆる避難だけに極力従事したわけであり、消防署の方の了解を得てからやるといふやうなことにしないか、あるいは行き過ぎのやうなことができないか、思ひますが、その点について御所見を伺ひたいと思ひます。

○澤淵政府委員 ただいまの御質問に

もつともありますが、消防法が成立いたしましたれば、消防法に従つて、警察の方も仕事をするといいことになるがざるを得ないし、またそのなるのが当然だと思つております。ただわれ／＼が考へておりますのは、消防が出来るか、あるいは災害救助法を発動するとかいふような程度に至らないもので、世の中には天災式のものがあつた場合には、この警察官が独断で行つた場合に、こゝういふ仕事もなければならぬといふことを規定したつもりでございます。消防法が成立いたしましたればその方に従ふことになると思ひます。

○中島(守)委員 ただいまの御説明ですと、非常にこの法案が力がないようになるのではないかと。私もはたいたま水害だけの問題をここに掲げたのでありますが、この條項の中には各省との間に問題があるのではないかと、思ひます。そういうわけですから、この條項の中に、担任する官省のある場合においては、その了解を得てからといふようなことにしないとこの法令のもとに警察官が行つたことが、かえつて害になるような結果を來した場合には、非常に國民だけ迷惑するわけで、警察官は當然の法令に基いて執行した職務でありますから、心配な点が多いのであります。そういう点に対してどういふふうにお考えになつてゐるか、もう一度御説明を伺ひたいと思ひます。

○三輪説明員 ただいま次長からお答えをいたしましたように、これら例示のありました災害救助法、消防法その他第一義的に責任を負う機関が仕事をいたします場合、他の法令に規定して

ある場合がございます。しかしそういう場合におきましては、もとよりさういふ法律に従つて行われると考へて、さういふ特別法に対する一般法といふ意味に考へておられるわけでありまして、しかしながら先ほどの御回答にもありましたが、そのような正式な機関と連絡をして処置をするということになりますれば、それらの機関の発動が始まつたわけでありまして、それらの機関に協力いたしますから、それらの機関に協力するといふことになると思ひます。具体的にはこの條文だけを警察官に流しますと、どうしても警察官の仕事が行き過ぎになる。あるいは処置に迷ふといふようなこともございまして、少しづつでも、これを成立させていたゞきまじつた上は、警察の警察といひましては、どういふ場合には何法によつて何の機関が責任を負う、これに協力をする。それまでの間はこゝういふことをするといふ個々の場合に即したことをまい／＼な具體的なやり方を示してやらなければならぬといふように考へておられるわけでありまして。

○笠原委員 この法律案を見ますと、昔行政執行法という法律がありまして、あれに代るべきような内容をもつておると思ひますが、かつて行政執行法といふものが非常に濫用されまして、警察はほとんどあれを利用いたしまして拘留しておつたのであります。私はむしろこの中に書いてある内容を見ると、大体において警察官が犯人であるの他に對処いたします場合には、おいて常識的に考へて、あえてこの法律を使わなくてもできるようなものばかりがその内容になつておりますが、あらためてこの法律を立法しなくて

も、當然にこゝういふことはやつて差支えないのじやないかと思はれるのでございしますが、いかがなものであらうか。この点の説明を聴きたいと思ひます。輕犯罪法は道徳法だといふようなことを言われまして、ほとんどわれ／＼が守るべきことを確定したもので、何でもないといふようなことを言われて、実は輕犯罪法は通過したのでございまして、地方の事情を見ますと、わずかつまらぬことで輕犯罪法で処罰されておるものであります。この法律には罰則がないからいいやうなものではないかと思ひますが、やはり私は大体において警察官が守るべき基準を定めたやうなものであり、相當私法濫用されるのじやないかといふような考へをもつておりました。むしろ私はこの法律をつくらぬ方がいいのじやないかと思ひますが、その点についての所感を伺ひたいと思ひます。

○瀧淵政府委員 ただいまの御説を伺いますと、警察官が職務を執行するにいては、この程度のことでは常識上でもやらなければならぬことであるから、むしろ必要がない。もしつくるという必要があるならば濫用になるという御心配であります。実は現在の警察官更として、従来の行政執行法などがかなり濫用されたといふやうなきつ批判を受けまして今日に至つておるものであります。その行政執行法がなくなり、また古い行政警察規則なども、憲法上効力がどうかと言われておるやうな今日におきまして、この程度のもものは警察官に必要じやないか。要するに、現在の警察官は実はこの程度のことをいたしますにいてても、心配しながら仕事をするといいのが、事

実でございますので、それに対して法的な根拠を與えて、しかも濫用を戒めて、明るく仕事をさせたい。こゝういふ氣持でありまして、この法律の實施にあたりましては、各場合に應じて、濫用を厳に戒めておりますこと、その趣旨でございます。この法律は警察官がこんな権限をもつておるといふよりは、むしろ最小限の程度の仕事はしなければならぬといふことを規定した規定がかなり多いのであります。各條文の内容をごらんをいたせば、さういふ趣旨がわかると思ひますが、われ／＼の氣持は以上の通りであります。

○松浦(榮)委員 この法律は行政執行法に代るべき法律と認めるのであります。行政執行法といふのは、制定以來非常に問題のあつた法律でありまして、しばしば議會でも問題になり、また改正も行われてきたのであります。さういふ点について相當注意をしながらこの法律は制定しなければならぬ。こゝう思ひます。第一條におきまして、公安の維持という言葉があります。これが從來非常に濫用せられた言葉であります。たとえば思想犯罪者を検束するといふやうなこともこれによつて行われ、また労働運動なんかありまして、爭議行為の中に少し暴行があつた場合に、この理由によつて検束するといふやうなことが行われて、この文句だけが從來非常に問題になつたのであります。今規定されるところの公安の維持といふことは、どういふ場合を指すのであるか、それを一つ御指示を願ひたいと思ひます。

それから第二條におきまして、質問する場合があります。これは警察官に

こゝういつた権限を與えられたわけでありまして、從來よく問題になりますのは、戸口調査であります。警察官が人の家を訪ねて、よく身許調査をしたり、あるいは人口調査をしたり、いろいろなことをやつておられますが、さういつたことを、どこでいふ規定によつてやらせるか、もし必要があれば、この規定の中に入らなければならぬのではないかと思ひます。從來戸口調査の法規上の権限は、宿泊届その他の件といふあの旅館の規定の中に確かにいつていたと思ひますが、あゝいふ規定をもし規定をもし必要とするならば、この中に入らなければならないか、こゝういふふうに思ひます。

それから第三條以下のこの條文であります。すべて「警察官等」といふことになつております。これは私がかつて海上保安廳法案でできたときも言つたのであります。一人々々の警察官に對してこゝういつた重大な権限を與えるといふことは、非常に問題を引きやうと思ひます。これはさういふ古い話であります。富山縣であります。火事の際に必要のない家をぶち壊すことを命じたのであります。その際に、その警察署長はさういふ権限がない、それは警察署長に権限があるのだといふことをもつて訴えられまして、その結果判決がありまして、その巡査はこの問題について犯罪となつて罰せられたことがあります。さういふやうなことが起りやしないのであります。駐在所の巡査にこゝういつた権限を與えておきますと、必要のないのに隣りの家をぶち壊したり、あるいは人に傷をつけるといふやうなことが起りやしないのであり

ます。どうしても常識のある、十分訓練を積んだ警察署長というような責任者にその権限を與えて、それ以下の補助機関はその命令下に動く、こういう形を整えなければならぬ。この法文によりますと、一人々々の警察官が何でもできるというような、非常に重大な権限をもつておられます。これは民間人民の方から見ますと、警察官に対して非常に威力を與え、これではたまたまない法規であるという感じがいたします。そういう点についてどういう御見解をもつておられますか。

それから行政執行法によりますと、行政執行法というのは、大体警察官ばかりの仕事ではなくて、あらゆる行政官廳がそれ／＼の場合において適当に処置のできる法規であつたのでありますから、先ほど中島さんからお話になりましたように、警察官がやつていけない場合でも、ほかの役所がやれる場合も含めていられるのであります。しかしここでは警察官ばかりがやるというやうなことになるのでありますから、ほかの官廳にもやらせていい場合を規定しなければならぬと思ひますが、そういうことについて何らかの規定ができないか。ほかの官廳に連絡するとか、あるいはほかの官廳に譲つてやらせられるというやうな規定が必要じゃないか、こういう感じがいたします。それから行政執行法には、いくら命令をしても言うことを聽かない場合には、こちら役所の方が直接その仕事を代行してしまふという規定もあるのであります。そういう場合も、將來において必要ができるかもしれません、この中にその規定がないのであります。それから、言うことを聽かなかつた場合

に、それに対する処罰規定も別になくありませんが、そういう問題についてはどういふお考えをもつておられますか、一應お聞きしたいと思ひます。

○濠洲政府委員 「條の公安の維持という言葉が昔濫用された言葉であるから、非常に心配だというお話でありました。実はこの公安の維持というものは、警察法の文句からとつてきたものであります。從來行政執行法で濫用されましたのは、検束の場合に、暴行、闘争その他公安を害するやうな場合には検束ができる、その公安とはいふことがないといふことの内容がはつきりしていない。それがために検束が濫用されたやうにわれ／＼承知しているのをごさいます。この場合の公安の維持は、大体この警察法の目的と同じやうに、この法律の目的を害しただけでありまして、必要な処置をすべき事柄は二條以下に盡いてあります。具体的内容は、公安を保持するといふ文字を悪用するやうなことは、これではできないやうな私どもも考へて、この次第であります。公安を維持するたゞに以下各條のことをやるというもので、きわめて場合を限定し、またやう方を制限している次第でございます。それから、次に戸口調査の問題でございますが、実は戸口調査は非常に重要な仕事であります。これを強制力を與えてやることはいろいろな面において不都合があるといふやうに考へて、この法律では戸口調査についてはその規定を設けなかつた次第であります。なお警察官一人々々に権限を與えることは適当じゃないといふお話でござ

います。これは、実はこの法律の規定する場合は、街頭に突発的に起る事件がきわめて多いのでございまして、一人一人の警察官がそれ／＼した処置をせなければならぬ場合がたゞくさんあるものでございまして、それがために警察官といふことにいたしました。第四條のごとく、結果において相当相手方に迷惑をかけるやうな処置等につきましては、ただちに順序を経て公安委員に報告して、公安委員がまた他の官廳に対して措置について必要な協力を求めるといふたやうな注意規定によつて、警察官の処置について過ちのないやうにいたしました。これは、この法律の目的が、この規定にないといふお話でありました。が、実は代執行の規定は行政執行法を廃止する折に、國會の御承認を得たやうに承知いたしております。

○松浦(樂)委員 大体了解いたしました。が、戸口調査の問題については、日本人は案外問題にしないのであります。巡査が来れば親切に何もかも話してしまふので、別段實際的には問題にならないのでありますけれども、しかしいやくも憲法に、日本人たるものは法律によるにあらざれば罰問処罰を受けることがないといふ規定があるにもかかわらず、ただだんだんの慣例によつて、黙つてゐるからして戸口調査をやるのだといふやうな慣例をつくることはよくない。あくまでも憲法に準拠いたしまして、いやくも日本人たるものは法律によらなければ何らの拘束を受けないといふ建前だけは堅持しなければならぬと思ひます。從來戸口調査について、どういふ法規に根據があるかといふことについては、すいぶん

問題があつたやうであります。ただ慣例に従つてやつたやうであります。私はそれが實質的に問題になるとかならぬといふことは別にして、實際上條文に入れておつた方が憲法の建前上、また法規の建前上いいのではないかと考へておつております。

もう一つは、警察官全部一人々々に権限を與えるといふことは將來非常な問題が起るはせぬかと思ひます。何でも巡査の氣まままに、いろいろな場所に入つたりして、人権蹂躪を相當にやる場合が起るはせぬかと思ひますが、從來よりよほど民主化しなければならぬ時代にございまして、從來よりものに警察の権限を強大にするやうな法規はどうかといふ考へを私はもつてゐるので申し上げた次第であります。

○笠原委員 先ほど法律の根據がないので、実は警察官がびく／＼やつてゐるのだといふお話がありましたが、まあびく／＼やつてゐるから間違ひがないので、これを一應法律の根據を與へますと、第二條にありますが、駐在所または派出所に同行することができるとございしますが、非常なこれが濫用のもとになりはしないかといふ點に私は考へるものであります。先刻も例に申しましたやうに、輕犯罪法は道徳法だと言われまして、大した法律ではないと思つておられますが、街頭で小便をすることは非常に悪いことであります。しかしながらそれによつて法律ができておられますから、ただちに処罰されるのであります。そうするとやはりこの法律もない方がよくて、できませんとこれが法律的な根據をもつてまいりますから、結局濫用されるの

じやないかと思ひます。特にこの第二條の場合等におきましては、もう異常な暴動、周囲の事情から法的に判斷しても、犯罪を犯したやうな、また犯そうといふやうな理由が相當なものであるといふから、もうそのときにおきましては、私は犯罪の捜査権があると思ひます。刑事訴訟法によりましては犯罪の疑いあるときにおいてはできるものでありますから、何もこの法律に規定しないでも私はできるやうなやうな、こゝろにございまして、もう一遍御答弁をお願いいたします。

なおこの法律を見ておられますと、もしもこの法律を成立させるということになりましたら、これが濫用された場合におきましては、警察官に對しますところの処罰規定は何もない。むしろ一般の処罰規定よりも私は非常に濫用される危険があると思ひますから、濫用を防止するために、もしも濫用があつた場合においては、警察官に對しては制裁を加へるところの罰則法規をつくらなければ不備じゃないかと思ひます。その點についてもう一遍御説明願ひたい。

○濠洲政府委員 笠原君の御質問にお答へいたしますが、警察官に對しては、規定がなかつた必要だと考へます。は、要するに、現在の刑事訴訟法でも、捜査に關しましてはきわめて嚴格な規定がございまして、單に常識的だかというの、その程度でいいのじやないかといふことでも、やはり警察官といふには根據が必要じゃないか、先ほど申し上げましたやうに、警察官が大体あるものはこの程度でよろう、あるものは權利なりとしてやれることも、

の許可状をもちつた場合におきまして、もちろん検束の場合であります。が、「延長に係る期間は通じて五日をこえてはならない」という規定があります。この「通じて五日をこえてはならない」ということは、さらに五日、さらに五日というように再延長を認めることができないのかどうか。この條文から申しますと、裁判所の許可さえあればさらにまた五日、五日という検束の期間の再延長ということが認められるように解し得ると思ふのであります。こういう点についてもさらに立法技術の上に考慮を拂う必要があるのではないかと。

それから前に戻りまして、第三條の場合であります。従来は検束の場合の費用等についても、いろいろ關係法規によつて明文がありましたから、はつきりしておりましたが、こういうような場合の費用はだれが負担するのであるか。いわゆる被検束者が負担するのであるか、これは警察官となつておりますが、もちろん警察官個人がこれを負担するということはないと思ひますがゆゑに、おそらく自治体警察やその他所管警察が負担することになると思ふのであります。こういう点もやはりはつきりと條文の上に現わしておいた方がよいのではないかと。それから小さいところでありまして、けれども、第三條に「相当な理由のある者を発見したときは」とあるが、警察署、病院、精神病者收容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならぬ。こうなつております。これはいわゆる検束の規定だろうと思ふのでありますが、そうすると、同じ條文の第三号に「第一項の

規定による警察の保護は二十四時間をこえてはならない」とあつて、病院に運んでも二十四時間をこえてはならないというふうに解すべきかどうか。そういう場合に継続的に五日も十日も二十日も、さらに継続検束を必要とする場合がなきにしもあらずと思ふのであります。が、そういう場合には、おそらくこの第三條の規定によつては救済がでないかと思ふ、こういう点についてどういふふうにお考えになつておるか、以上の点についてひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○澁淵政府委員 最初に代執行の規定でございますが、これは先ほどお答えしましたように、代執行といふ必要の規定を法律に置いて、行政執行法附則の場合に、國會の御承認を得て成立しておるはずでございます。執行罰は第四條の最後にわずかにあるということ、しかもこれが警察官等ということ、警察官個人にその権限が與えられておるということ、それでは不十分であるということ、それは不十分で、われわれの考へておりますのは、街頭における小事件、突発事件等を目ざしておるのでございまして、そうしてこれがきつめて重大な事件になりますれば、現場に署長なり幹部なりが飛んで來ること、これはもう當然のことでありまして、警察の指揮系統に屬する一番上の者が責任をとつてやるということ、これは、警察制度の建前から當然のこと、階級によりまして指揮命令の系統をはつきりされておるのであります。それから、現場における最高の幹部、もし本署に連行した場合には署長の許可を受けるといふことは當然のことだと思ひます。大体におきましては、こ

の法律は街頭における突発事故を目ざしておるのでございまして、その点を御了承をお願いしたいと思ひます。それから次に許可状の二十四時間、二十日も、二十四時間をさらにやむを得ない事情のある場合に延長する許可でございますが、これは五日を限度といたしておりましたが、延長は許さなかつたということになります。もし延長を許すということになりますと、弊害を生ずるわけでありまして、特にここに「期間は通じて」という文字を入れた次第でございます。大体五日間もかれれば多少不便な所でも引取人に引渡すことができるのではないかと、かように考へておる次第であります。

な費用の問題であります。警察の責任において処理する場合におきまして、二十四時間なり五日なり警察の責任下において保護する場合におきましては、当然警察費の負担になるわけでありまして、これはこの法律によつて警察の職務とされております以上は當然のこと、特に規定を設ける必要はないじやないか。かように考へた次第であります。病院收容の場合におきましても警察が委託した場合においては警察の責任であります。しかしもし本人が能力のある場合におきましては、本人から取立てることは當然であらうと思ひます。大体警察署において保護する場合においては当然警察だと思ひますが、もし病院その他に入れたまは本人に負担能力のある場合には、本人から取立てることが當然ではないかと思ひます。

○松浦(業)委員 行政執行法には婦人の身体検査のことが書いてあるようですが、料理屋、飲食店等において賣淫のおそれある場合身体検査の規定があるが、これはここには規定しないので、賣淫法等の規定に入れるつもりで出したわけでありませんか。

○澁淵政府委員 身体検査は非常に重要な問題でありますから、刑事訴訟法によつてやることに建前だと考へております。賣淫法がどういふ規定になりますか。知りませんが、賣淫法によつてそういう手続が規定されてあるとすれば、それによつてやることになると思ひます。

○松浦(業)委員 刑事訴訟法は刑を行つたときに行うのですが、事前に花柳病を予防する意味において、その蔓延を防ぐために行う身体検査といふものはどこに規定されるのですか。

○澁淵政府委員 実は性病予防法その他について十分法文を見ておらぬのですが、私の方はこの法案によつてやる……

○松浦(業)委員 性病予防法にあるのですか。

○三輪説明員 性病予防法案にあるそうです。

○佐藤(通)委員 第二條についてありますが、第二條は警察官が職務の執行の途中において、停止させて被疑者に対する尋問の権利を與えるところの法的な根拠となるわけでありまして、この條文を見ますと、非常に骨抜きになつてゐるやうな、また反対に非常に強い力を附與しておられるやうな、どつちにもつかない條文じやないか。なれば、この第二條の中には、御丁寧にも停止をさせて質問をするといふことがあつて、歩きながら質問をすることはできないように考へられるのであります。なぜこゝういふ文字を

お使いになるのですか。もし文句を言ふものが、私は停止を肯んじないといふことになれば、質問はできないことになる。これはちよつとしたことであります。けれども、その場所において質問をすることができないやうな場合には適当な場所に連れて行くことができる。氣の弱い者なら警察官のあとからついて行くだらうけれども、おそらく氣の強い者は行かないだらうと思ふ。そういうやうな場合に、いわゆる警察官の指示命令に従わない者に対して、職權の行使をする手段を考へなければならぬのであります。が、そういうやうな場合にはどういふ方法でこれをやるかといふ問題です。そういうことが解決されなければ第二條の條文といふものは死んでしまふと思ふ。こゝういふ点はどういふふうにお考へになりますか。

○三輪説明員 ただいまの御質問であります。停止させるといふのは、歩きながら質問ができないといふほど強い意味ではございません。ちよつと待つてくださいと言つて、質問をして回答を求める意味でありまして、これは御心配の点はなからうといふように考へておるわけでありまして、それから、同行を求める場合におきましても、自分はその行くことはいやだといふことを言つたといふし、それ以上今のところどうにもしかたがないのであります。ただ刑事訴訟法等によりまして、もと／＼普通の人を全部連れてくといふことではなくて、犯罪を犯した、また犯そうとしてゐる者を連れてくといふから、突然物かげから呼び止められたために逃げ出したということでありますれば、刑事訴訟法で、

いうように考へべきであると存じております。

○坂東委員長 速記の都合もありますので、本日はこの程度でいかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは残余の日程は延期し、本日はこの程度で散会いたします。

午後四時三十五分散会

昭和二十三年八月十七日印刷

昭和二十三年八月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局